

## 監査結果公表第 2 1 - 1 2 号

### 定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項及び八尾市監査委員条例第 8 条の規定により公表します。

平成 2 1 年 1 0 月 1 日

八尾市監査委員	富 永 峰 男
同	八 百 康 子
同	平 田 正 司
同	井 上 依 彦

### 記

#### 1 措置の通知

定期監査の結果に対する措置の通知

平成 2 1 年 9 月 1 8 日付け八消本総第 2 4 5 号

#### 2 問合せ先

八尾市本町一丁目 1 番 1 号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896 (直通)

#### 3 その他

措置の通知については、市役所 3 階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

(別紙)

定期監査の結果に対する措置の内容

消防本部消防総務課

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
各種手当の認定・支給事務について (1) 住居手当について、自己所有の場合、新築または購入した日から起算して5年間は1,500円加算支給されるが、その起算日を新築または購入した日ではなく入居した日で判断したため加算期間の誤っているものが見受けられたので、適正に処理すること。	措置状況	1. 措置済（平成21年3月18日）
(2) 扶養手当について、事実発生日の確認が不十分であったことにより、手当削除の時期を誤っているものが見受けられたので、必要書類の確認を十分に行い適正に処理すること。	措置状況	1. 措置済（平成21年3月18日）
(3) 超過勤務手当の支給について、週休日等に勤務し、振替休日の指定を行っているが、正規の勤務時間を超えた場合の支給割合を誤り、支給不足や過払いが生じていたもの等が見受けられたので、適正に処理すること。	措置状況	1. 措置済（平成21年3月18日）

消防本部予防課

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>1 防火対象物の査察について</p> <p>防火対象物の査察については、八尾市予防査察規程に基づき実施し、査察実施率も年々向上しているが、目標値としている 50%には到っておらず、また、指示件数に対する未改善件数もかなり見受けられるので、今後とも予防査察の充実を図るとともに、違反事案の是正強化や防火管理体制の推進に努めること。</p>	措置状況	4. その他
<p>2 住宅用火災警報器の設置促進について</p> <p>消防法の改正により全ての住宅に住宅用火災警報器等の設置が義務付けられたが、平成 20 年 9 月実施の市民意識調査の結果では、設置の義務化を知っている人が 56.6%、また設置している人が 31.8%となっており、経過措置による法期限が平成 23 年 5 月末であることから、今後一層住宅用火災警報器の普及啓発活動を促進し、住宅火災の未然防止に努めること。</p>	措置状況	4. その他
	<p>八尾市予防査察規程に基づき防火対象物の査察を実施し、特に災害時要援護者収容施設等に対する査察の強化をするとともに、査察件数を向上させ査察実施率の目標値到達を目指します。</p> <p>また、指示件数に対しての未改善件数にも、ねばり強い査察指導にて改善件数の向上に努め違反是正の推進に努めます。</p> <p>住宅用火災警報器等の設置促進につきましては、普及啓発・広報活動を多角的な分野から実施し、住宅用火災警報器等の設置率向上に努めます。</p>	

消防本部警防課

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>消防団に係る事務について                      (1) 消防団員が出場した場合、それぞれの分団長から所定の様式による出場報告書が提出されているが、報告者である分団長の押印が漏れたままこれを受理している事例が見受けられたので、出場報告書が団員への費用弁償の額の算定根拠となるものであることから、適正な事務処理となるよう努めること。</p>	<p>措置状況</p>	<p>1. 措置済（平成21年4月1日）                      出場報告書については、火災現場において分団長から提出される場合が多いため、押印漏れが生じたもので、今後は押印を徹底し、適正な事務処理を行います。</p>
<p>(2) 消防団員の服制については、消防団員服制基準（昭和25年国家公安委員会告示第1号）に従い、八尾市消防団員服制規程において、服制の製式等を規定しているところであるが、同基準の一部が改正されており、本市規程についても規定整備を図るべきところ、これがなされていないので所要の措置を講じること。</p>	<p>措置状況</p>	<p>2. 措置予定                      消防団員の服制については、消防団員服制基準（昭和25年国家公安委員会告示第1号）の一部改正に従い、八尾市消防団員服制規程の一部改正を行い、規定を整備する予定です。</p>

消防本部・消防署

【各課共同事務】

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>1 文書事務について 文書処理簿において、受発先や受発日が未記入のものや処理を誤っているもの等が見受けられたので、消防本部（署）文書規程に基づき適正に処理すること。</p>	措置状況	1. 措置済（平成21年4月1日）
		不備箇所については、消防本部（署）文書規程に基づき文書処理簿の確認を行い、処理の誤っているものを適正に処理し措置しました。
<p>2 備品の管理及び備品台帳の整備について (1) 備品台帳より抽出し現品と照合したところ、備品の一部において備品番号シールの貼付のないものや文字が判読できないものが見受けられ、また、廃棄された備品について台帳等が未処理のものなどが見受けられたので、備品台帳の整理を図るとともに、適正な備品の管理に努めること。</p>	措置状況	1. 措置済（平成21年4月1日）
		備品台帳と現品の照合を行い、廃棄された備品について備品台帳の処理を行い、シールの貼付のないもの、判読できないものについては、シールの貼付を行い措置しました。
<p>(2) 蘇生用訓練人形等をはじめとした訓練使用を目的とする備品については、消防署、分署及び各出張所の間において日程等の調整を図りながら効率的に使用されているところであるが、これらについては定期的にその所在や員数を確認するなどして適正な管理に努めること。</p>	措置状況	1. 措置済（平成21年4月1日）
		本署、分署、各出張所にある蘇生用訓練人形等は、訓練で使用することがあるので、使用後は、所在や員数を確認するなどの措置を行うこととしました。今後も適正管理に努めます。